



高松市会計年度任用職員登録者募集案内 保育教育補助員

【①②保育教育補助③離乳食調理】

高松市では、市立の各保育所・こども園・幼稚園で一時的な業務繁忙や欠員が生じた場合に勤務していただく会計年度任用職員（アルバイト）の登録者を募集しています。アルバイトを希望する方に、本市に登録していただき、業務が発生した場合に、登録者の中から条件に合う方を選考し、任用する制度です。

1 募集の内容

| | |
|-------|--|
| 人数 | 若干名 |
| 職務内容 | ① ②（１）乳幼児の教育、保育（２）乳幼児の教育、保育に伴う事務 ③ 乳児の離乳食提供、食事介助 |
| 応募資格 | 乳幼児の教育、保育に熱意と識見があること ①保育所・こども園勤務 ○保育士証、幼稚園教諭免許状、看護師免許証、准看護師免許証、小学校教諭、養護教諭のいずれかの資格を有するもの ○子育て支援員研修の地域保育コースを修了したもの、保育所又は認定こども園で保育業務に従事した期間が1年以上（常勤換算）あるもの ②幼稚園勤務・・・保育士証、幼稚園教諭免許状のいずれかを有するもの ③保育所・こども園勤務のみ 特別な資格は必要ありません |
| 採用日 | 随時 |
| 勤務時間 | 月曜日～土曜日 1週間あたり20時間未満、1か月あたり84時間以内 ※1日の勤務時間が6時間を超える場合、休憩は1時間とします。 ①②月曜日～土曜日 午前7時30分～午後7時00分までの間において割り振る。 ③月曜日～土曜日 午前8時30分～午後3時00分までの間において、各施設において、要請のある日時に割り振る。 |
| 休日 | 日曜日、国民の祝日及び年末年始 |
| 給与等 | 時給 1,279円（地域手当相当分含む。） ※別途、本市規程に基づき交通費相当額が支給される場合があります。 |
| 社会保険等 | 加入はありません。 |
| 災害補償 | 労災保険が適用されます。 |
| 勤務場所 | 高松市立保育所、こども園、幼稚園のいずれか |
| 休暇等 | 高松市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する基準を定める規則の規定に基づき付与します。 ※年次有給休暇等 |

■外国籍の人も申込むことができます。ただし、在留資格で就労等が制限されている場合は採用されません。

■次の各号のいずれかに該当する人は申込むことができません。

（地方公務員法第16条（欠格条項））

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）

5 特定性犯罪の前科があるもの

※本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

このため、予め、採用選考過程において、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

2 申込手続

| | |
|--------|--|
| 受付期間 | 随時 |
| 登録 | <p>勤務を希望する施設（高松市立保育所・こども園・幼稚園）に、直接必要書類を提出してください。</p> <p>1 登録申込書 2 免許状または資格証の写し、子育て支援員研修の地域保育コース修了証書、保育所又は認定こども園で保育業務に従事した期間が1年以上（常勤換算）であることを証明する書類のいずれか （③乳児の離乳食提供、食事介助については、2は必要ありません。）</p> <p>（郵送等による受付はしていません。月～金曜日の午前8時30分～午後5時まで の間で、施設に問い合わせのうえ、持参ください。） <u>登録することが任用決定ではありませんので、あらかじめ御了承ください。</u> ※ 記入要領のとおり記入してください。なお、提出書類はお返しできません。 （行政文書として管理し、適正に破棄します。）</p> |
| 仕事の御案内 | 本市でアルバイトを必要とする場合、原則、勤務していただく月の前月の中旬～下旬頃 に、登録者の中から選考の上、各施設から連絡します。 |
| 承諾・内定 | 内容を検討していただき、都合がよろしければ御承諾ください。採用内定とします。 |
| 採用 | 任用開始当日に勤務施設に来てください。採用の手続きを行い、任用します。 また、任用期間の途中で、期間延長をお願いする場合があります。 |
| 任用終了後 | 任用期間終了後は、アルバイトを必要とする業務が生じた場合に、改めて御連絡させていただきます。 ※仕事の御案内は、アルバイトの必要の有無、登録された方の働き方の希望や業務への適性等を選考した上で行いますので、必ず御案内させていただくというわけではありませんので、御了承ください。 |
| 問い合わせ | 勤務を希望する市立保育所・こども園・幼稚園 または、高松市役所（6階）健康福祉局 こども保育教育課 TEL (087)839-2368 〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号 |

3 服務等

- ・地方公務員法の規定に基づき、採用時（継続任用時を含む。）は全て条件付きのものとし、採用後1か月を良好な成績で勤務したときに高松市会計年度任用職員として正式採用となります。
- ・会計年度任用職員は一般職の地方公務員であり、地方公務員法上の服務に関する規定が適用され、かつ懲戒処分等の対象になります。ただし、営利企業への従事（兼業）等の制限については、適用除外となります。
- ・勤務条件等については、人事院勧告等により変更となる場合があります。

4 任用申込書等記入要領

- ・受験資格がないこと又は申込書記載事項などが正しくないことが明らかになった場合は、採用されないことがあります。
- ・氏名は、戸籍記載のとおり正確に記入してください。
- ・「学歴」の欄は、最終学歴から順にさかのぼり、中学校卒業後の学歴を記入してください。
- ・最後の欄には、必ず自筆で署名をしてください。

高松市のホームページからも、募集要項、任用申込書をダウンロードできます。

<アドレス> <http://www.city.takamatsu.kagawa.jp>